

第 60 回 NHK 杯争奪社会人（B プール）アイスホッケー大会
開 催 要 項

1. 主 催 NHK 帯広放送局、帯広アイスホッケー連盟
2. 後 援 帯広市教育委員会、帯広市体育連盟、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
3. 主 管 帯広アイスホッケー連盟
4. 期 間 平成 29 年 10 月 2 日（月）～10 月 31 日（火）
5. 場 所 帯広の森アイスアリーナ、第二アイスアリーナ
帯広市南町南 7 線 56 番地 7 帯広の森運動公園内 TEL:0155-48-6256
6. 参加資格 一般財団法人北海道アイスホッケー連盟に登録したチームの役員、選手であること。
7. 競技規則 (1) IIHF 国際競技規則に基づく。ただし今大会ローカルルールを採用する。
(2) 競技時間は、各ピリオド正味 15 分、休憩 2 分とし、1 時間 20 分以内とする。
(3) ボディーチェックは禁止とし、マイナーペナルティーを課す。
(4) アイシングでの交代を認める。
(5) ハイブリットアイシングは採用しない。
(6) チームのベンチ入り選手は 22 名以内（GK2 名以内含む）とする。ただし、GK を除くプレーヤーは 20 名以内とする。
(7) GK については 1 名でも可とするが、プレーヤーとの交替の猶予時間は認めない。
なお、交替した時のスケートはプレーヤースケートも可とする。
(8) 第 3 ピリオド終了時点で同点の場合は、以下により勝敗を決定する。
① ペナルティ時間の少ないチーム。
② ペナルティ数の少ないチーム。
③ パック抽選。
8. 競技方法 参加チームを 4 つのグループ（1 部～4 部）に分け、トーナメント戦を行う。
9. 試合日程 別 紙
10. 監主会議 平成 29 年 9 月 15 日（金） 帯広の森アイスアリーナ 研修室
11. 参加料 (1) 1 チーム 19,000 円を 9 月 25 日（月）までに下記口座にチーム名で納金すること。
振込先 帯広信用金庫 電信通支店 普通口座 0152242
帯広アイスホッケー連盟競技委員会
(2) 納金は口座振込みのみとし、連盟事務局等での現金による納金は受付ない。
12. 棄権による罰則 (1) 監主会議後、棄権を申し出るチームは本連盟にその理由を添えて通知するとともに不参加料 19,000 円を納入しなければならない。未納の場合は納入あるまで次大会への出場は認められない。
(2) 事前の棄権通知を怠り且つ不参加料金 19,000 円を納入しないチームはいずれの場合も今後の本連盟主催公式試合の出場は認められない。この出場停止の期間は本連盟において別に審議決定する。

13. オフィシャル (1) オフィシャル担当チームは競技役員 4 名、ラインズマン 1 名を担当試合へ派遣するものとし、試合開始 15 分前まで集合すること。
- (2) 各オフィシャル用具は責任をもって使用すること。
- (3) 決勝戦のみラインズマンを連盟から派遣する。
14. その他 (1) トーナメント表の左のチームがザンボニー側のベンチとする。
- (2) ホームチームは試合開始前にパック抽選で決定する。
- (3) 各チームで必ずスポーツ安全保険等傷害保険等に加入しておくこと。
- (4) 選手・役員等の移動を含む本大会における事故・負傷・盗難等については、本連盟は一切の責任を負わないので、各チームが責任を持って予め対処すること。
- (5) オフィシャルの派遣（競技役員およびラインズマン）において違反があった場合は、大会参加料と同額の反則金を徴収し、懲戒委員会において当該チームの参加資格等の懲戒措置を講ずるものとする。なお、反則金は 10 日以内に納入することとし、未納の場合は納入あるまで大会への出場を認めない。
- (6) 個人情報および肖像権に関して
- ・ 主催者（及び共催者）は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、参加申込書等より取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び結果（記録）発表、公式ホームページその他競技運営及びアイスホッケー競技に必要な連絡等に利用する。
 - ・ 本大会は、テレビ放送及びインターネット上で動画配信を行うことがある。
 - ・ 大会の映像・写真・記事・競技結果（記録）等は、主催者および主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
 - ・ その他、主催者の許可に基づき、記念写真等が販売されることがある。
 - ・ 大会の映像・写真は、主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。
 - ・ 大会参加回答書の提出により、当該大会の参加にあたり上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。